

## 令和9年度大学等進学予定者(現役生)対象

# 大分市返還免除型奨学資金募集要項

### 大分市返還免除型奨学資金制度の特色

- ☑ 進学等を志す学生の経済的な負担軽減と卒業後に大分市で活躍する人材の育成・確保を目的とした奨学資金制度です。
- ☑ 本奨学資金の貸与を受けて大学等を卒業し、一定の条件を満たした場合、奨学資金の返還が免除になります。
- ☑ 大学等を卒業後、更なる進学や市外で働く等の理由で、すぐに返還免除要件を満たせない場合は、奨学資金の返還を最大5年間猶予することができます。
- ☑ 市内の高等学校等に在籍する生徒については各校1名の28名を募集し、市外の高等学校等に在籍する生徒については1名を募集します。
- ☑ 応募に際して所得制限はありません。

## 1 応募資格

次の要件をすべて満たす方

- ①市内の高等学校等に在籍または②保護者(生計維持者)が市内に住所を有し、市外の高等学校等に在籍(※1)している方
- 大学・短大・専修学校(専門課程)(※2)に令和9年度進学予定(※3)の最終学年の方
- 大学等を卒業後、大分市において市の発展に貢献・活躍する強い意志を持っており、かつ進学にあたり経済的な支援を希望する方
- 学業(※4)・人物ともに優秀と認められる方

※1…①と②では、奨学資金の申込みから決定までの流れが異なりますので、3(1)(2)をそれぞれご確認ください。

※2…大学・短大・専修学校(専門課程)とは、学校教育法に規定されている学校をいいます。

※3…令和9年度進学予定とは、国内の大学等の場合は令和9年4月に入学予定であること、国外の大学(学士号が取得できる大学に限る)の場合は、令和9年度中に入学予定であることをいいます。

※4…選考基準は、第1学年から最終学年の1学期までの評定平均が4.3以上とします。

#### 【連帯保証人について】

奨学資金の貸与を受けようとする方は、連帯保証人を2名付す必要があります。連帯保証人のうち1名は、独立の生計を営む者でなければなりません。また、連帯保証人のうち1名は、親権者(成年である場合は親権者であった者)又は後見人でなければなりません。大分市奨学生として決定した場合であっても、万が一、連帯保証人を立てることができなければ、その資格を取り消すことがありますのでご注意ください。

(連帯保証人の要件)

- (1) 大分市内に住所を有していること。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 奨学資金の返還について責任を負うことができること。
- (3) 成年であること。
- (4) 成年被後見人及び被保佐人でないこと。

## 2 貸与金額

種類	貸与金額
入学一時金	県内進学者…50万円 県外進学者…80万円
学費(年額)	50万円(1回25万円を2回に分けて貸与)

※貸与期間は進学先の最短修学期間

### 3 奨学資金の申込みから決定までの流れ

#### (1) 市内の高等学校等に在籍している場合

##### 【募集人数】

28名(市内の各高等学校等から1名)

市内の高等学校等とは

県立高等学校、県立特別支援学校高等部、  
私立高等学校、国立高等専門学校の28校  
(別紙 Q&A)参照)

##### 【募集期間】

在籍する高等学校等が指定する期間

※各学校で異なりますので、在籍している学校にお問い合わせください。

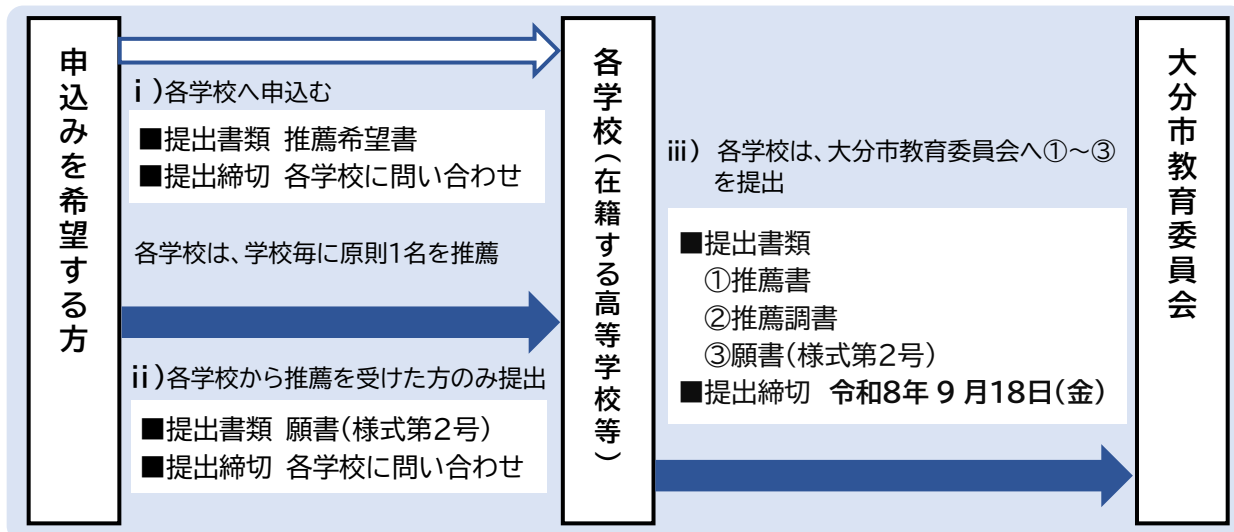
##### 【申込み手続き】

- i) 申込みを希望する方は、各学校へ「大分市奨学生(返還免除型)推薦希望書」を提出してください。
- ii) 各学校から推薦を受けた方(原則1名)のみ、「大分市返還免除型奨学資金奨学生願書」(様式第2号)を、各学校へ提出してください。
- iii) 各学校は、次の書類を大分市教育委員会へ提出します。

①大分市奨学生推薦書(様式第1号[要綱第5条関係])	各学校が作成
②大分市奨学生推薦調書(様式第2号(その1)[要綱第5条関係])	各学校が作成
③大分市返還免除型奨学資金奨学生願書(様式第2号)	推薦を受けた方が作成

提出締切

令和8年9月18日(金)必着



##### 【選考方法】

奨学生の選考は、以下の流れにより行います。

- i) 各学校から推薦を受けた方に対し、大分市教育委員会が面接試験(個人面接)を行います。

**面接試験**

**令和8年10月11日(日)**

受験票は9月25日(金)頃発送する予定です。

集合時間、会場、注意事項等は受験票で確認をしてください。

- ii) 大分市奨学資金選考委員会の審査を経て奨学生を決定します。

審査結果は、本人及び各学校に郵送で通知します。(令和8年11月上旬予定)

## (2) 市外の高等学校等に在籍している場合

### 【募集人数】

1名

市外の高等学校等とは  
市外・県外に所在する高等学校等のほか、  
広域の通信制高等学校も含まれます。

### 【募集期間】

令和8年7月17日(金)から8月28日(金)まで(必着)

### 【申込み手続き】

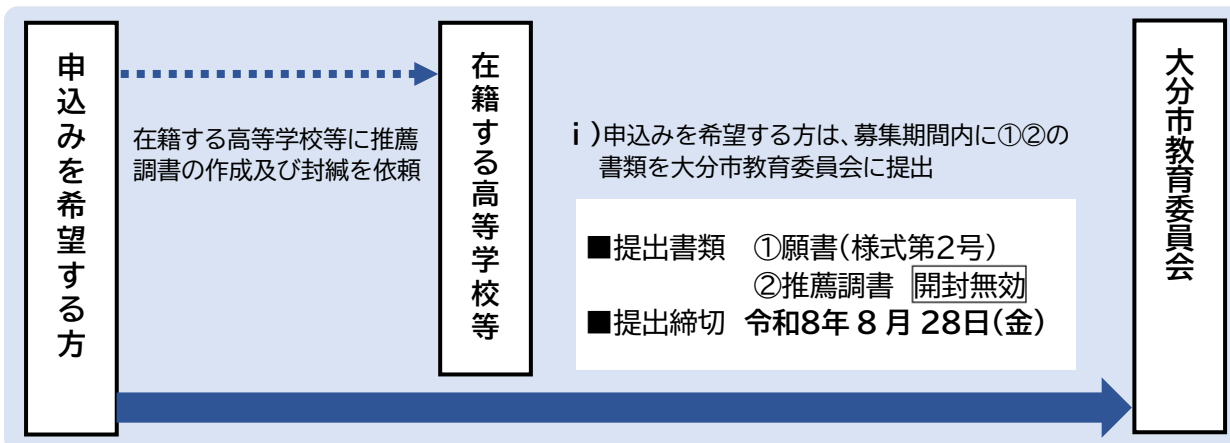
i) 申込みを希望する方は、募集期間内に次の書類を大分市教育委員会へ提出してください。②の推薦調書については、在籍する高等学校等に作成及び封緘を依頼してください。

- |                                  |              |
|----------------------------------|--------------|
| ①大分市返還免除型奨学資金奨学生願書(様式第2号)        | 申込みを希望する方が作成 |
| ②大分市奨学生推薦調書(様式第2号(その2)[要綱第5条関係]) | 在籍する高等学校等が作成 |

提出締切

令和8年8月28日(金)必着《郵送可》

※ 郵送の場合、特定記録郵便やレターパックなど配達記録が残る方法で送付すること



### 【選考方法】

奨学生の選考は、大分市教育委員会が次の流れにより行います。

i) 第一次選考(小論文及び集団面接試験)を実施します。

一次選考

令和8年9月13日(日)

受験票は9月2日(水)頃発送する予定です。  
集合時間、会場、注意事項等は受験票で確認をしてください。  
※第一次選考結果は10月1日(木)頃大分市ホームページに公開予定です。

ii) 第一次選考通過者(5名程度)に対し、第二次選考(個人面接試験)を行います。

※通過者は応募の状況により変更となる場合があります。

二次選考

令和8年10月11日(日)

受験票は10月1日(木)頃発送する予定です。  
集合時間、会場、注意事項等は受験票で確認をしてください。  
希望者は、Webでの面接が可能です。

iii) 大分市奨学資金選考委員会の審査を経て、奨学生を決定します。審査結果は、本人に郵送で通知します。(令和8年11月上旬予定)

## 4 貸与開始までの手続きについて

返還免除型の奨学生として決定した方は、次の手続きが必要となります。

### 【進学先の報告】

進学先が決定したら速やかに次の書類を大分市教育委員会へ提出してください。

- |   |
|---|
| ①進学先報告書(様式第3号[要綱第5条関係])<br>②進学する学校の合格が確認できる書類(合格通知書等) |
|---|

提出締切	令和9年3月31日(水)必着
------	----------------

### 【貸与額の決定】

大分市教育委員会が、進学先を確認した後「大分市返還免除型奨学資金貸与額決定通知書(様式第4号)」を、本人に送付します。

### 【貸与額決定後】

上記決定通知書を受理した後、速やかに、次の書類を大分市教育委員会へ提出してください。

- |   |
|---|
| ①保証書(様式第5号)…連帯保証人(2名)の実印を押印<br>②誓約書(様式第6号)<br>③印鑑登録証明書…連帯保証人(2名分)<br>④口座振込依頼書(本人の口座番号、フリガナ、支店名が分かる通帳の写しを添付) |
|---|

提出締切	貸与額決定通知書(様式第4号)を受理した後、 <u>速やかに</u> (2週間以内を目安に)提出してください
------	--

### 【貸与時期】

奨学資金の貸与を行う時期は次のとおりです。

種類	貸与時期(予定)
入学一時金	3~4月頃(貸与時期は必要書類の提出状況により異なります)
学費	5月、9月

※必要書類が揃ってからの貸与となりますので、期限厳守での提出をお願いいたします。

## 5 入学後・在学中における注意事項

### 【大学等入学後】

大学等入学後、速やかに在学証明書(原本)を提出してください。

※大学等の事務局に依頼して取得してください。

### 【在学中】

奨学生(本人)、連帯保証人の住所・電話番号・氏名・その他重要事項に変更があったときは、速やかに届け出てください。また、毎年度、大学等への在籍確認とあわせて、奨学生本人に対しても在学証明書の提出依頼を行います。進級していないことが判明した場合は、翌年度の貸与を停止することがありますので注意してください。

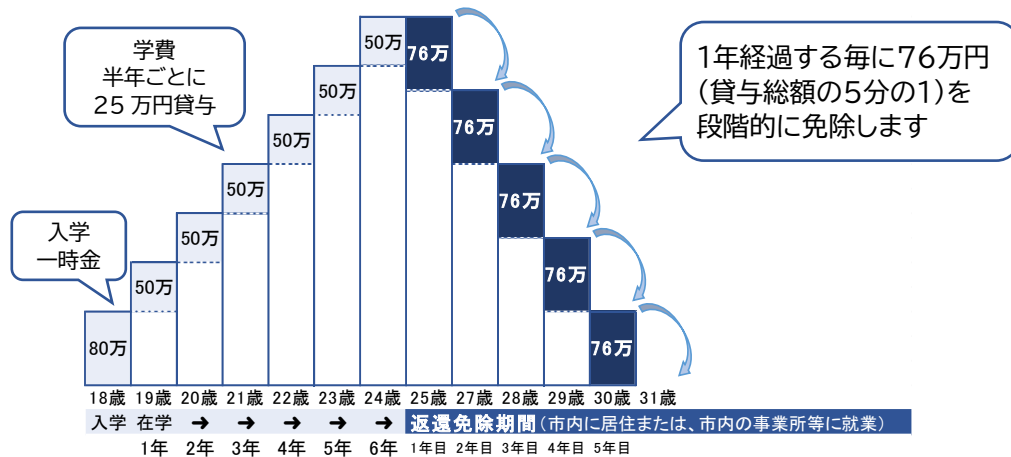
## 6 奨学資金の返還免除について

### 【返還免除要件】

次の項目(①、②)のいずれかを満たした場合、貸与した奨学資金の返還を段階的に免除します。

- ① 在籍していた大学等を卒業後、大分市内に居住した場合
- ② 在籍していた大学等を卒業後、大分市内の事業所等に就業した場合

《返還免除イメージ: 県外の大学(6年制課程)に進学した場合》



### 【返還免除手続き】

i) 大学等を卒業する月の末日までに、次の書類を提出してください。

- ①在学していた大学等を卒業したことが分かる書類(卒業証明書等)
- ②奨学資金借用証書(様式第7号)・収入印紙貼付・連帯保証人2名の印鑑証明書添付
- ③奨学資金返還計画書(5年間での返還計画)
- ④大分市返還免除型奨学資金免除要件開始願(様式第6号[要綱第5条関係])
- ⑤採用通知等(②の返還免除要件「卒業後、大分市内の事業所等に就業」を満たす場合)
- ⑥その他、教育委員会が指定する書類等

提出締切

大学等を卒業する月の末日まで 必着

- ii) 大分市教育委員会が「大分市返還免除型奨学資金免除要件開始承認通知書」を本人に送付します。
- iii) 1年経過<sup>\*</sup>後、返還免除要件を満たしたら、速やかに次の書類を提出してください。

- ①大分市返還免除型奨学資金の返還免除願(様式第9号[要綱第5条関係])
- ②1年間継続して居住または就業したことを証明する書類(就業証明書など)

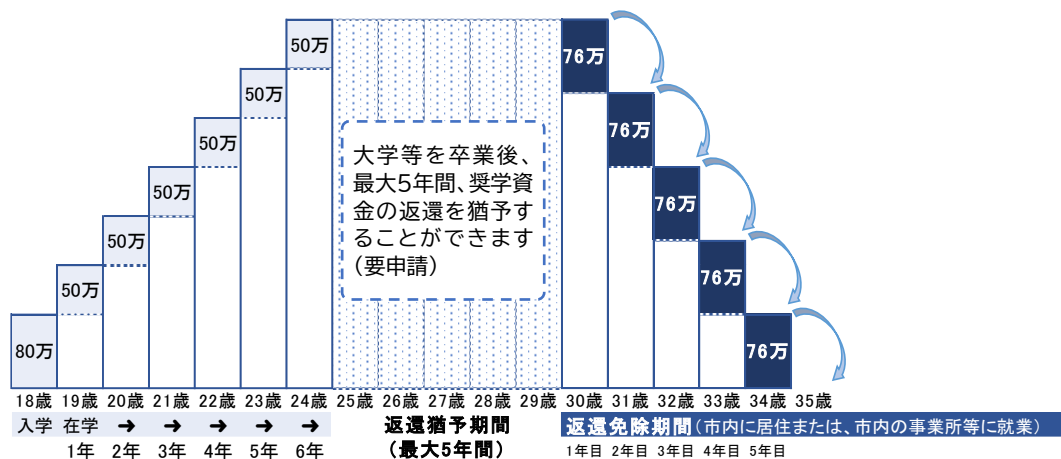
※1年経過の考え方…居住又は就業し始めた日(事実発生日)から起算して、1年が終了する日まで  
(例)R8. 4. 5が事実発生の場合、R9. 4. 4終了で「1年」経過とする。

- iv) 貸与総額の5分の1の金額についての返還免除を決定した後、「大分市返還免除型奨学資金返還免除決定通知書」を奨学生本人宛に送付します。
- v) 以降1年ごとに「返還免除願」を提出し、5分の1ずつ段階的に返還を免除する手続きを行うことで、5年後には貸与総額全額が返還免除となります。

## 7 奨学資金の返還猶予等について

大学等を卒業後、更なる進学や市外で働く等の理由で、すぐに返還免除要件を満たせない場合は、奨学資金の返還を最大5年間猶予することができます。

《返還猶予イメージ：県外の大学(6年制課程)に進学した場合》



### 【貸与終了後に返還猶予を希望する場合】

返還猶予期間※は原則1年単位とし、更新可(最大5年間)。期日までに手続きを行わない場合は、貸与終了後すぐに返還の義務が発生しますので、返還猶予を希望する場合は、必ず手続きを行ってください。

※返還猶予期間中に返還免除要件を満たす必要があります。

例)R9.4.1からR14.3.31までの5年間の返還猶予の届け出をした場合

R14.3.31までに返還免除要件を満たす→返還免除の対象

R14.4.1以降に返還免除要件を満たす→返還免除の対象外

### ■初年度

大学等の卒業月の末日までに、次の書類を提出してください。

- ①在学していた大学等を卒業したことが分かる書類(卒業証明書等)
- ②奨学資金借用証書(様式第7号)…収入印紙貼付・連帯保証人2名の印鑑証明書添付
- ③大分市返還免除型奨学資金の返還免除の開始に係る返還猶予願(様式第4号[要綱第5条関係])

### ■2年目以降

猶予継続を希望する場合は毎年3月末までに次の書類を提出してください。

- ①大分市返還免除型奨学資金の返還免除の開始に係る返還猶予願(様式第4号[要綱第5条関係])

### ■猶予期間の途中で返還免除要件を満たすことになった場合

速やかに返還免除手続きを行ってください。

### ■返還免除の要件を満たせずに返還することとなった場合

返還猶予期間終了日の翌月から起算して15年以内に、月賦・半年賦・年賦のいずれかにより返還してください(無利子)。

### 【貸与終了後に返還する場合】

卒業や退学等で在籍しなくなった日の翌月から起算して15年以内に、月賦・半年賦・年賦のいずれか

により返還してください(無利子)。奨学資金を返還する場合は次の書類を提出してください。

- ①奨学資金返還計画書(15年以内での返還計画)
- ②奨学資金借用証書(様式第7号)…収入印紙貼付・連帯保証人2名の印鑑証明書添付
- ③口座振替依頼書(ゆうちょ銀行又は大分銀行の口座振替による手続)
- ④その他、教育委員会が指定する書類等

# 大分市返還免除型奨学資金制度に関するQ & A

## 1 応募資格に関すること

**Q1-1 年齢制限はありますか。**

**A1-1** 年齢制限はありません。

**Q1-2 大分市内の高等学校等の「等」とは何ですか。**

**A1-2** 大分市内の県立高等学校、県立特別支援学校高等部、私立高等学校、国立高等専門学校に該当する次の28校です。

大分上野丘高等学校、大分舞鶴高等学校、大分雄城台高等学校、大分南高等学校、大分豊府高等学校、大分工業高等学校、大分商業高等学校、芸術緑丘高等学校、大分西高等学校、爽風館高等学校、大分鶴崎高等学校、鶴崎工業高等学校、情報科学高等学校、大分東高等学校、盲学校、聾学校、さくらの杜高等支援学校、新生支援学校、大分支援学校、中央支援学校、岩田高等学校、福德学院高等学校、大分高等学校、楊志館高等学校、大分東明高等学校、国際情報高等学校、府内高等学校、大分工業高等専門学校（順不同）

**Q1-3 大分市内の高等学校に通っていますが、大分市に住民票はありません。対象となりますか。**

**A1-3** 大分市内の高等学校等に在籍していれば、大分市に住民票がなくても対象となります。

**Q1-4 高等学校卒業程度認定試験合格者（又は大学入学資格検定合格者）ですが、対象となりますか。**

**A1-4** 本制度への申込み時点で高等学校等に在籍している最終学年の方が対象となっていますので、在籍していない場合は対象となりません。

**Q1-5 通信制の高等学校に通っていて、秋に卒業する予定ですが、対象となりますか。**

**A1-5** 令和8年度中に卒業予定であり、大分市教育委員会への申請時点で在籍している場合は対象となります。

**Q1-6 高等学校等を卒業後、国内の大学等へ秋に入学する場合は対象となりますか。**

**A1-6** 対象となりません。

**Q1-7 国外の大学への進学を希望していますが、対象となりますか。**

**A1-7** 学士号が取得できる国外の大学へ進学する場合は本制度の対象となります。ただし、語学学校や語学コース(ESLコース)は対象となりません。

**Q1-8 高等学校卒業後、予備校に通うのですが、対象となりますか。**

**A1-8** 進学先が学校教育法で定める専修学校(専門課程)であれば対象ですが、大学受験予備校は専修学校(一般課程)または各種学校に位置付けられるため、対象にはなりません。

**Q1-9 本人が外国籍であっても、申し込むことはできますか。**

**A1-9** 外国籍の方であっても、以下の在留資格を有する方であれば申し込みは可能です。「法定特別永住者」、「永住者」、「定住者(将来永住する意思のある者のみ)」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」  
なお、「家族滞在」や「留学」等の在留資格の方は申し込むことはできません。

**Q1-10 奨学生として決定した後に、進学することを諦めた場合はどうなりますか。**

**A1-10** 奨学生として決定した後に、進路変更等により進学しなかった場合は、奨学生としての資格は取り消しとなります。

進路が決定(変更を含む)した場合は、必ずご連絡ください。年度末(3月31日)までにご連絡いただけない場合は、奨学生としての資格を取り消すこともあります。その場合であっても、追加で奨学生を決定することはありません。

**Q1-11 他の奨学金を借りるようにしていますが、併用はできますか。**

**A1-11** 他の奨学金制度との併用は可能です。ただし、他の奨学金が併給を禁止している場合がありますので、他の制度内容を十分ご確認ください。

**Q1-12 「卒業後、大分市において市の発展に貢献・活躍する強い意志を持っており、かつ、進学にあたり経済的な支援を希望する者」とは、どのようにして判断するのですか。**

**A1-12** 応募する際の申請書等による書類審査や面接等により各学校において判断していただくこととなります。その後、各学校からの推薦者に対し市が面接を行い、奨学生を決定することとしています。

## **2** 貸与に関すること

**Q2-1 入学一時金のみや学費のみなど一部の貸与はできますか。**

**A2-1** 奨学資金は、「入学一時金」及び「学費」ともに貸与することとし、一部の貸与はできません。額は一律の金額となっております。

**Q2-2 貸与金額は用途に合わせて本人の必要な額とすることが出来ますか。**

**A2-2** 貸与金額は、「入学一時金」として県内進学・県外進学の金額区分はありますが、個別に必要な額を貸与することはできません。

**Q2-3 入学一時金の貸与時期はいつ頃ですか。**

**A2-3** 「入学一時金」の貸与は必要書類が揃ってから、3~4月頃(必要書類の提出時期により異なる場合あり)を予定しています。

ただし、海外の大学に進学する場合は、高等学校等卒業後1年以内に入学すれば貸与の対象としています。

**Q2-4 4年制大学を卒業後に大学院へ進学した場合も貸与の対象となりますか。**

**A2-4** 貸与期間は、進学先の最短修学期間であり、4年制の大学等に進学した場合は4年間、6年制の大学等に進学した場合は6年間の貸与期間となります。

卒業後に大学院等に進学した場合は、貸与の対象になりません。

**Q2-5 国外の語学学校に半年間通った後に、国外の大学へ進学(9月入学)することを希望していますが、貸与の対象となりますか。**

**A2-5** 国外の大学(学士号が取得できる大学に限る)に進学する場合は、高等学校等卒業後1年以内の入学まで認めるものとし、進学が決定した時点で貸与する予定としています。

**Q2-6 休学や留年している間も貸与の対象となりますか。**

**A2-6** 休学や留年により進級しなかった場合は貸与休止となり、進級した時点において貸与再開となります。貸与期間は、進学先の最短修学期間となります。また、卒業後は返還免除の適用を受けることができます。

退学した場合は、その時点で貸与中止となり、返還免除の適用も受けられませんので、入学から退学までに貸与した額の返還義務が生じます。

**Q2-7 転学や編入により学校が変わった場合も貸与の対象となりますか。**

**A2-7** 間をあげずに転学や編入した場合は引き続き貸与の対象となりますが、最初に進学(申請)した学校の最短修学期間の年数に応じた貸与となります。  
また、卒業後は返還免除の適用を受けることができます。

### **3 選考方法・募集人員に関すること**

**Q3-1 募集人数が定員に達しない場合は、繰り上げて採用することや追加募集をすることがあるのですか。**

**A3-1** 募集人数が定員に達しなかった場合であっても、追加募集等は行いません。

**Q3-2 市外・県外の高等学校等に在籍している場合は、本人が直接市に申し込みをするのですか。それとも学校を通じて申し込みをするのですか。**

**A3-2** 市外・県外の高等学校等に在籍している方は、本人から直接市に応募していただきます。

### **4 返還免除等に関すること**

**Q4-1 返還免除要件の「市内の事業所等」の「等」には何が含まれるのですか。**

**A4-1** 「市内の事業所等」の「等」には、大分市内において、自営業を営む場合や農林水産業に従事する場合、また、大分市内の本社で採用され、市外・県外の営業所や出張所等で勤務する場合を含みます。

**Q4-2 公務員も返還免除の対象になりますか。**

**A4-2** 返還免除要件を満たせば、公務員も返還免除の対象となります。

**Q4-3 4年制大学を卒業後に大分市内の大学院や専攻科等に進学した場合は、返還免除の対象となりますか。**

**A4-3** 「市内に居住」の要件を満たしていれば返還免除の対象となります。  
ただし、貸与期間は、進学先の最短修学期間となりますので、大学等を卒業後に大学院や専攻科等に進学した場合は、貸与期間に含まれません。

**Q4-4 「市内の事業所等に就業」の要件は、正規雇用でも非正規雇用でもよいのですか。**

**A4-4** 返還免除要件において雇用形態は問いません。

**Q4-5 返還免除期間中に大分市内の本社から県外の支店等に転勤になった場合は、返還免除の対象となりますか。**

**A4-5** 大分市内の本社と雇用関係が継続している場合は、異動により県外の支店等に転勤となった場合も返還免除の対象となります。

**Q4-6 返還免除期間中に退職した場合は、返還免除の対象になりますか。**

**A4-6** 返還免除期間中に退職により就業しなくなった場合であっても、「市内に居住」の要件を満たしていれば返還免除の対象となります。  
「市内に居住」「市内の事業所等に就業」、どちらの要件も満たさなくなった場合は、返還免除の対象ではなくなり、貸与した奨学資金を返還していただくこととなります。返還は、貸与総額から免除額を減じた額を最大15年間の分割払いとなります。

**Q4-7 免除要件を満たした月数が8か月の場合であっても、返還免除の対象になりますか。**

**A4-7** 免除要件を満たした月数は返還免除の対象となります。なお、1月に満たない日数は対象となりません。

(例)R9.4.5からR9.12.25までが事実発生期間の場合、R9.4.5からR9.12.4までの8か月分が返還免除の対象となる。

**Q4-8 返還免除期間中に退職し大分市を離れ、翌年に再就職し大分市へ戻ってきた場合は、返還免除の対象となりますか。**

**A4-8** 一度、返還免除の対象外となった場合、その後に再度条件を満たしたとしても返還免除の対象とはなりません。

**Q4-9 大学等を卒業後、市外で就職したので返還猶予を受けることなく2年間返還しましたが、家庭の事情で退職し大分市内の事業所に就業することになりました。3年目以降の返還予定分は返還免除の対象となりますか。**

**A4-9** 一度、奨学資金の返還を開始した場合は、返還免除の対象となることはありません。

**Q4-10 「大学等を卒業後、市内に居住または市内の事業所等に就業」が要件となっていますが、卒業後にどのようにして判断するのですか。**

**A4-10** 返還免除要件を満たしているかの確認は、住民票や事業所からの就労証明書、確定申告の写し、その他必要な書類を提出していただくことにより確認します。

**Q4-11 返還猶予を受けたいのですが、手続きを教えてください。**

**A4-11** 返還猶予を受ける場合は、毎年3月末までに返還猶予届を提出する必要があります。3月末までに届出がない場合は、返還免除を受ける意思がないとみなし、全額返還していただくこととなります。返還義務は、大学等を卒業した月の翌月から発生します(3月卒業であれば4月から返還開始)。

**Q4-12 返還猶予を届け出た場合、返還猶予期間が終わってから、大分市内に居住・就業すれば返還免除の対象となりますか。**

**A4-12** 返還免除の対象となるためには、返還猶予期間が終わる前に返還免除要件を満たす必要があります。

例)R9.4.1からR14.3.31までの5年間の返還猶予の届け出をした場合

R14.3.31までに返還免除要件を満たす→返還免除の対象

R14.4.1以降に返還免除要件を満たす→返還免除の対象外

《書類提出・お問い合わせ先》

大分市教育委員会

児童生徒支援課 就学支援担当班

TEL 097-537-5903

〒870-8504

大分市荷揚町2番31号 大分市役所第2庁舎 6階